

令和元年8月29日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和元年8月28日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分とすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | たつざわ歯科クリニック |
| (2) 所在地 | 茨城県守谷市大柏875-1 |
| (3) 開設者 | 笠井 大悟 |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和元年8月30日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2 保険医の登録の取消

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 笠井 大悟（46歳） |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和元年8月30日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

当該保険医療機関については、匿名の者から、実際には行われていない治療について診療報酬が請求されていた旨の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していたことが疑われたため個別指導を中断した。

また、患者実地調査を行ったところ、自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していたことが強く疑われたため、個別指導を再開せず中止とし、平成29年11月24日から平成30年3月19日まで計5日間の監査を実施した。

【行政処分の主な理由】

自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。（二重請求）

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり

件 数 1 2 2 件

不正請求額 1, 5 2 7, 8 0 6 円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から原則5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。